

## 都府県有財産の使用料・貸付料の減免に係る規定について

### 1 法令の規定

#### 地方自治法

##### 第二百三十七条第二項

(略) 普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

### 2 都条例の規定

#### 【行政財産】

##### 東京都行政財産使用料条例

第五条 知事(略)は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額または免除することができる。

- 一 国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため使用するとき。
- 二～三 (略)
- 四 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

#### 【普通財産】

##### 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第四条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、または時価よりも低い貸付料で貸し付けることができる。

- 一 国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するとき。
- 二 (略)
- 三 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

(注1) 知事部局以外の局においても、同様の規定がある。

(注2) 知事部局の一部の局では、上記に加え独自の規定がある。